

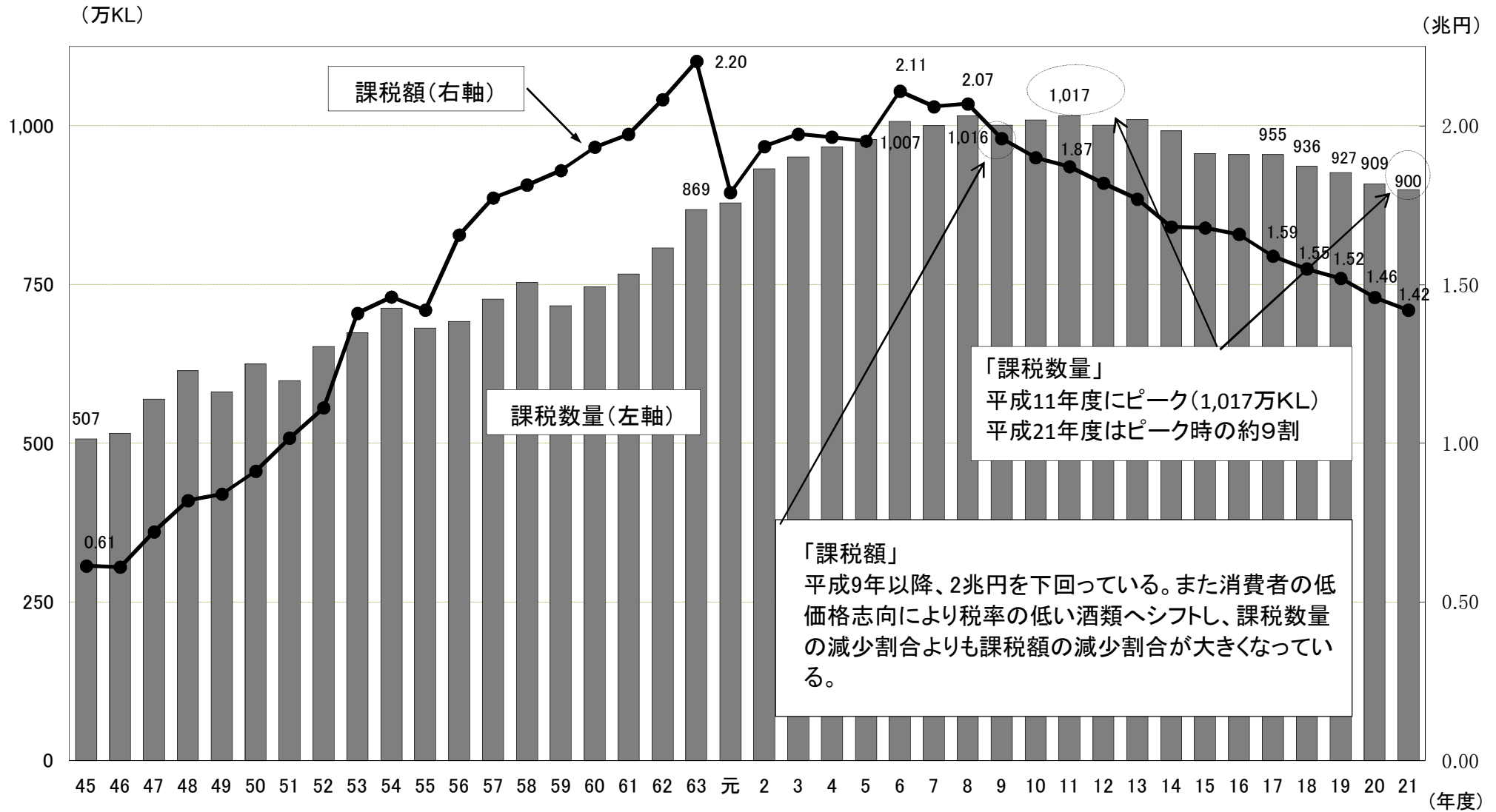
保存期間：10年

資料	1
----	---

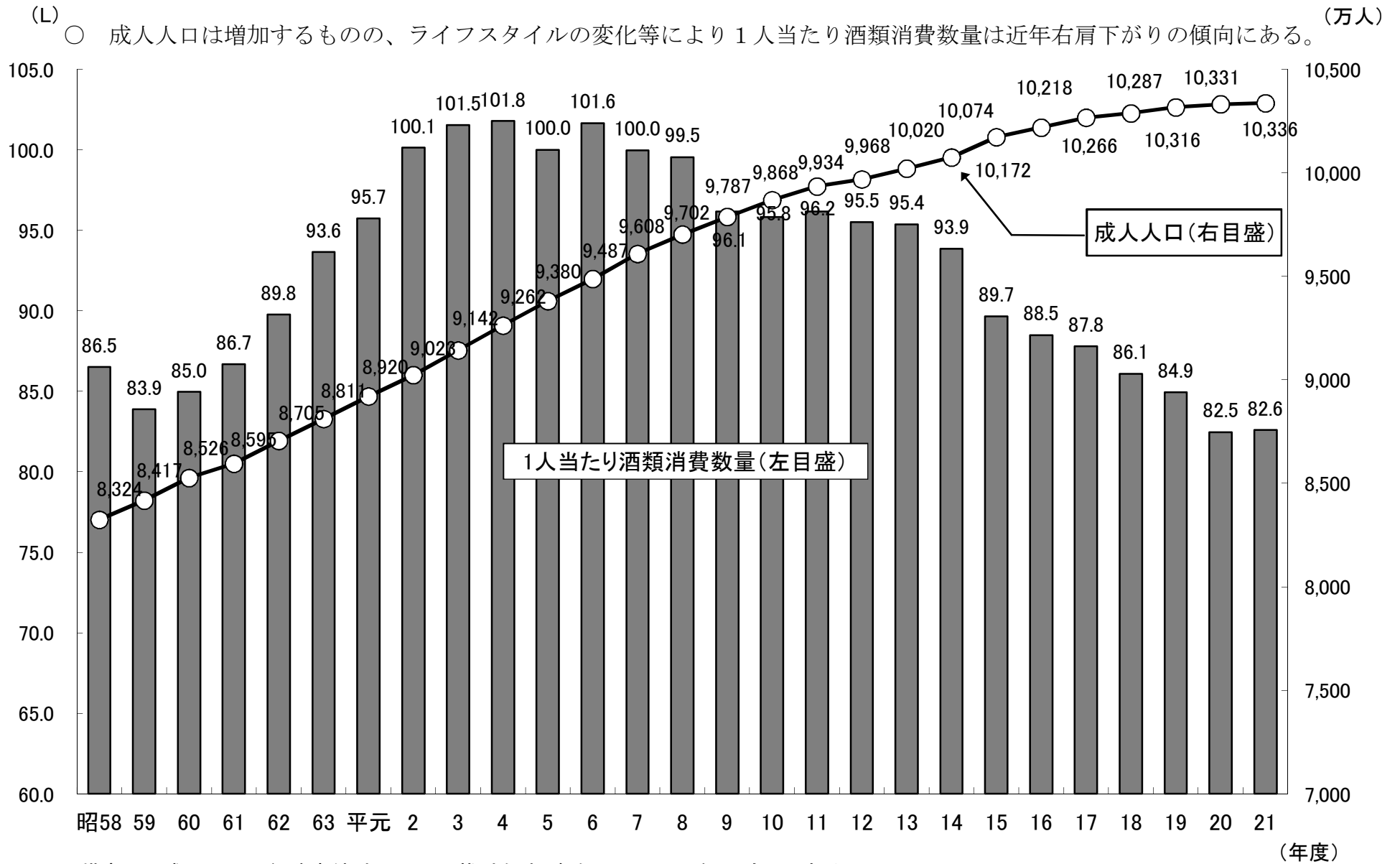
# 酒 類 行 政 の 現 状 に つ い て

1	酒類課税数量と課税額の推移	1
2	成人人口一人当たり酒類消費数量等の推移	2
3	各酒類の課税数量（構成比率）の推移	3
4	主な酒類の輸出入数量の推移	4
5	酒税の課税実績（平成 21 年度）	5
6	酒税率一覧表（平成 18 年 5 月 1 日～ ）	6
7	WHOにおけるアルコール関連問題の取扱い	7
8	米トレサビリティー法の概要	} 8
9	食品表示に関する一元的な法体系のあり方ワーキングチームの設置について（消費者庁）	
10	酒類に関する公正な取引のための指針	9
11	酒類の取引状況等実態調査実施状況	10
12	酒類総合研究所の最近の動向	11

# 酒類課税数量と課税額の推移

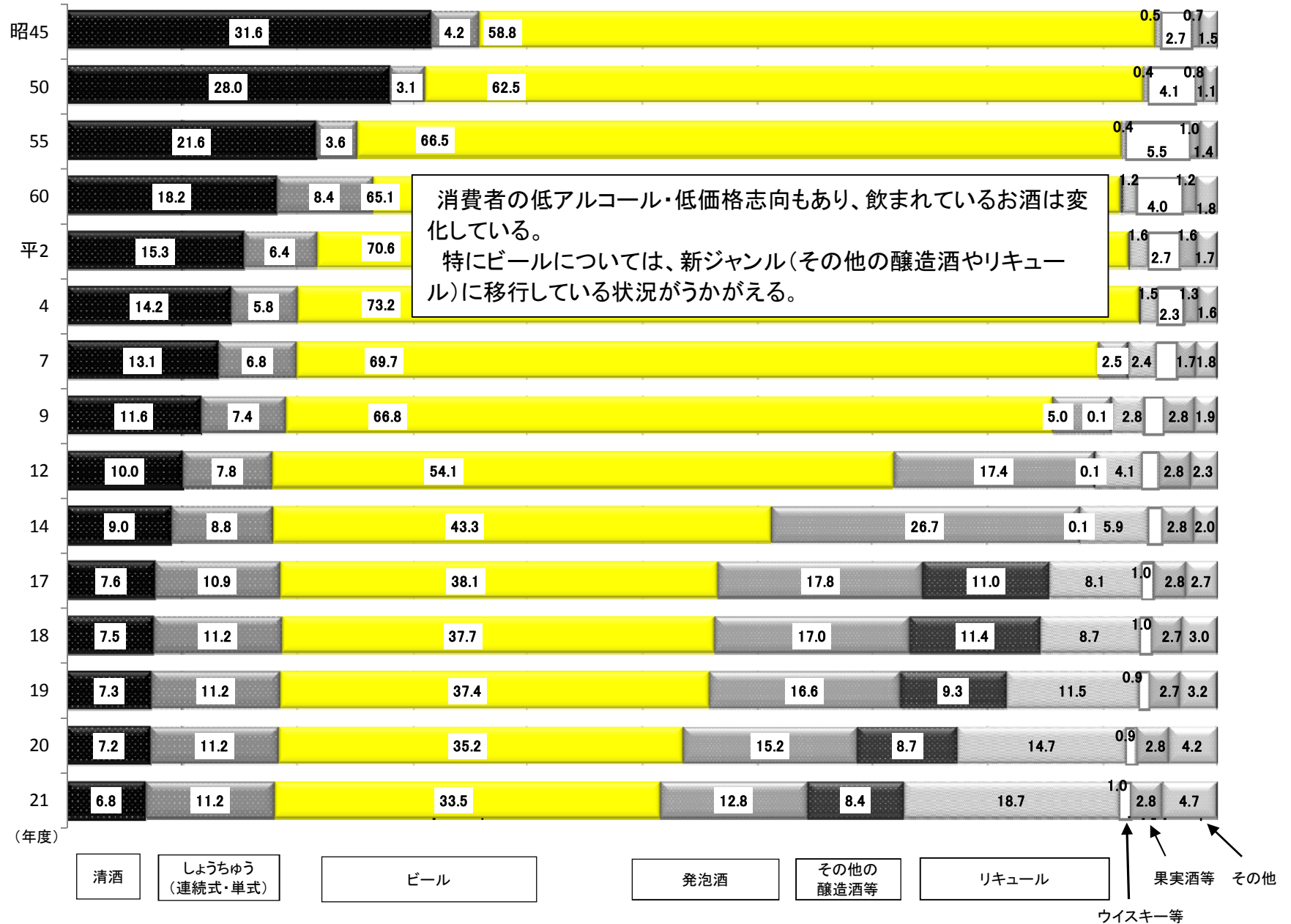


## 成人人口一人当たり酒類消費数量等の推移

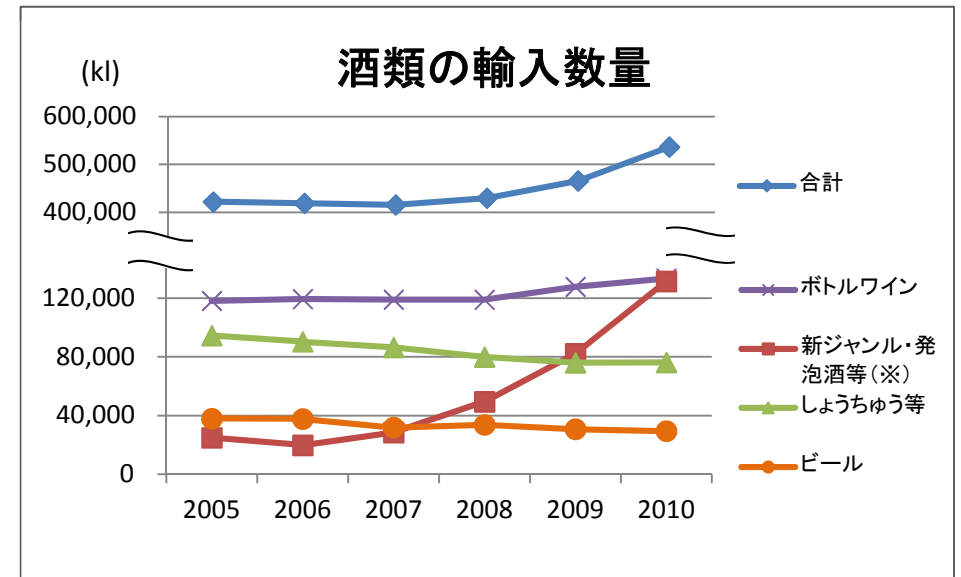
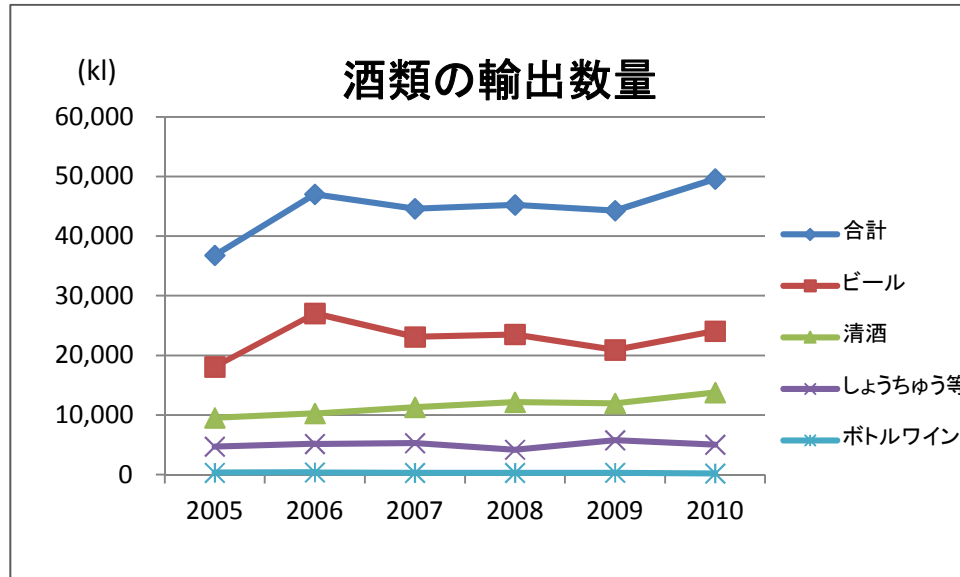


# 各酒類の課税数量(構成比率)の推移

(単位:%)



## 主な酒類の輸出入数量の推移



輸出数量

(単位:kl)

	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2010/2005
合計	36,787	47,022	44,607	45,216	44,290	49,580	134.8%
(内)ビール	18,081	27,029	23,099	23,526	20,925	24,067	133.1%
(内)清酒	9,537	10,269	11,334	12,151	11,949	13,770	144.4%
(内)しょうちゅう等	4,707	5,155	5,285	4,201	5,773	5,035	107.0%
(内)ボトルワイン	330	388	314	312	338	212	64.2%

輸入数量

(単位:kl)

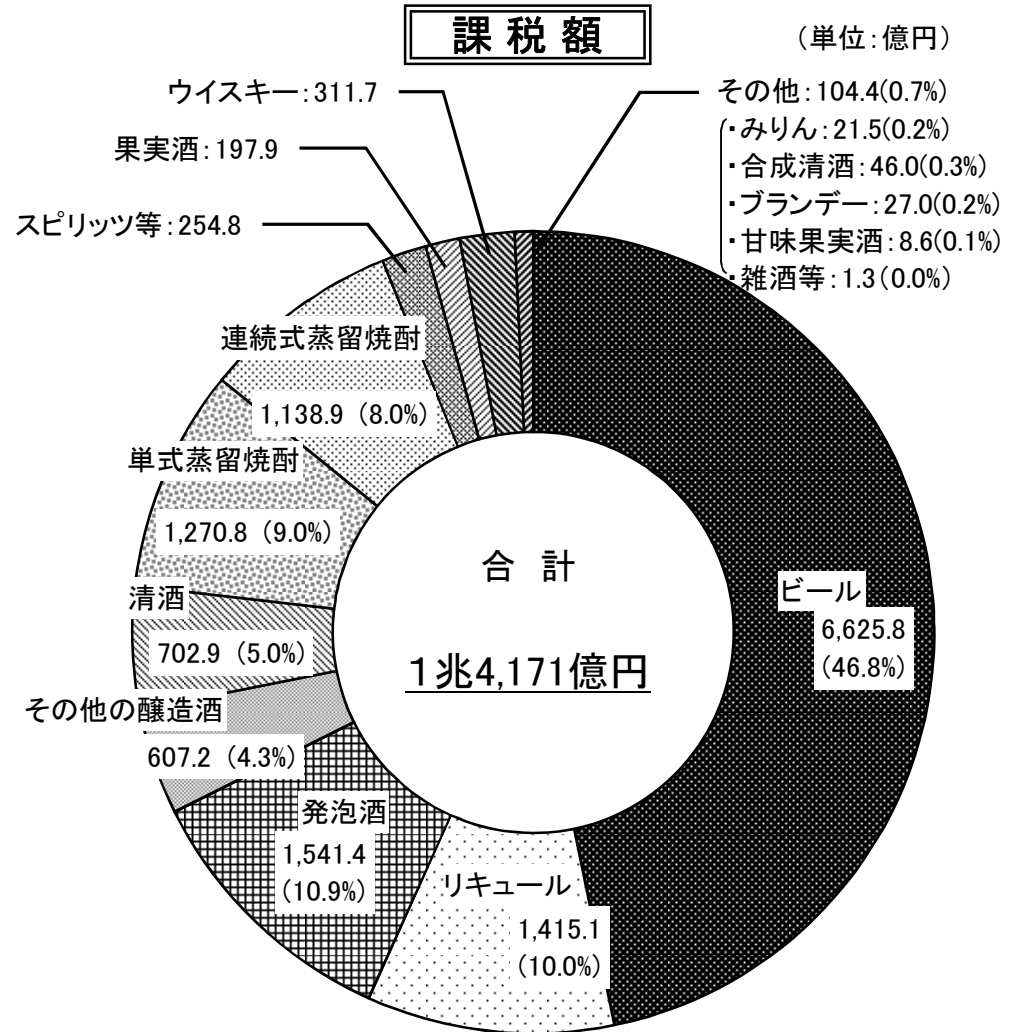
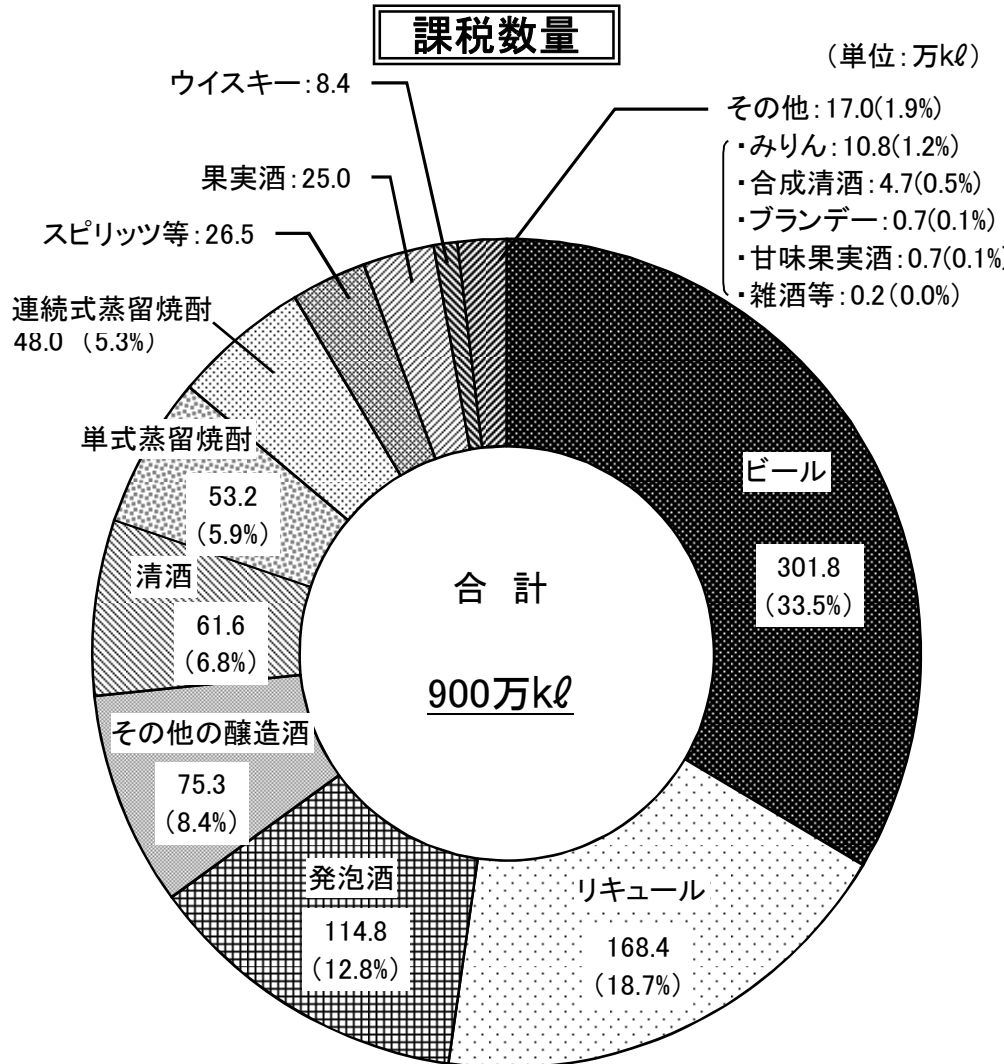
	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2010/2005
合計	421,724	418,521	415,344	429,381	465,360	536,377	127.2%
(内)ビール	37,922	37,707	31,830	33,706	30,729	29,429	77.6%
(内)新ジャンル・発泡酒等(※)	24,842	19,762	28,393	49,328	82,110	131,526	529.5%
(内)しょうちゅう等	94,471	90,311	86,465	79,943	76,075	76,329	80.8%
(内)ボトルワイン	118,108	119,405	119,044	118,937	127,792	133,517	113.0%

(※)「新ジャンル・発泡酒等」は、統計品目番号2206.00-225(麦芽を原料の一部としたもので発泡性を有するその他の発酵酒)である。

出典:財務省貿易統計

## 酒税の課税実績(平成21年度)

○低アルコールの酒類が好まれており、ビール・リキュール・発泡酒・その他の醸造酒の合計は、課税数量で全体の7割超を、課税額では6割超を占めている。



- (備考) 1. 国税庁調べ。  
 2. スピリッツ等には、原料用アルコールを含み、雑酒等には粉末酒を含む。  
 3. ( )内は構成比。

## 酒税率一覧表(平成18年5月1日～)

### 1. 酒税法第23条関係

酒 類 の 分 類	アルコール分等	1 kl 当 たり 税 率
○発泡性酒類 (基本税率) 220,000円		
ビール		220,000円
発 泡 酒	麦芽比率50%以上又はアルコール分10度以上	220,000円
	麦芽比率25%以上 (アルコール分10度未満)	178,125円
	麦芽比率25%未満 (アルコール分10度未満)	134,250円
その他の発泡性酒類	ビール及び発泡酒以外の品目の酒類のうち、アルコール分が10度未満で発泡性を有するもの(※)	80,000円
○醸造酒類 (基本税率) 140,000円		
清 酒		120,000円
果 実 酒		80,000円
その他の醸造酒		140,000円
○蒸留酒類 (基本税率)		
	21度以上 21度未満	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円
連 続 式 蒸 留 し ょ う ち ゅ う	21度以上 21度未満	200,000円に20度を超える1度ごとに10,000円加算 200,000円
原 料 用 ア ル コ ー ル		
ウ イ ス キ ー ブ ラ ン デ ー ス ピ リ ッ ツ	37度以上 37度未満	370,000円に37度を超える1度ごとに10,000円加算 370,000円
○混成酒類 (基本税率)		
	21度以上 21度未満	220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算 220,000円
合 成 清 酒		100,000円
み り ん		20,000円
甘 味 果 実 酒 リ キ ュ ー ル	13度以上 13度未満	120,000円に12度を超える1度ごとに10,000円加算 120,000円
粉 末 酒		390,000円
雑 酒	みりん類似	20,000円
	21度以上 21度未満	220,000円に20度を超える1度ごとに11,000円加算 220,000円

(※) ホップ等を原料の一部とした酒類で次に掲げるものは、その他の発泡性酒類に含まれる。

- 1 糖類、ホップ、水及び一定の物品(注)を原料として発酵させたものでエキス分2度以上のもの(その他の醸造酒)  
(注)「一定の物品」とは、次のものをいう。  
イ たんぱく質分解物(大豆を原料とするもの)及び酵母エキス又はこれらとカラメル  
ロ たんぱく質分解物(えんどうを原料とするもの)及びカラメル又はこれらと食物繊維  
ハ とうもろこし、たんぱく質分解物(とうもろこしを原料とするもの)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香料、くえん酸三カリウム及びカラメル
- 2 麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒(麦芽比率が50%未満のもの)に、大麦又は小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたものでエキス分2度以上のもの(リキュール)

### 2. 租税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの(リキュールについては12度未満のもの)については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用。

品 目	アルコール分等	1 kl 当 たり 税 率
連続式蒸留しょうちゅう 単式蒸留しょうちゅう ウ イ ス キ ー ブ ラ ン デ ー ス ピ リ ッ ツ リ キ ュ ー ル	9度以上13度未満   9度未満	80,000円に8度を超える 1度ごとに10,000円加算  80,000円

### 3. 租税特別措置法第87条及び第87条の6関係

次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ1,300kl以下である者が、当年度に移出する酒類の200klまでのものについては、1の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。

品 目	軽減割合				
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
清酒 連続式蒸留しょうちゅう 単式蒸留しょうちゅう 果実酒	25%	25%	25%	20%	20%
合成清酒、発泡酒	25%	25%	20%	15%	10%
ビール	20%	20%	15%	15%	15%

(注) ビールについては、平成17年4月1日から平成22年3月31日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者は、当該免許を受けた日から5年を経過する日の属する月の末日までは20%。



## WHOにおけるアルコール関連問題の取扱い

- 世界保健機関（WHO）は、「アルコールの不適切な摂取」を健康に与える重大なリスクの1つとして挙げており、この害を減らすための取組を進めるべきとしている。
- 平成22年5月の第63回世界保健総会では、「アルコールの有害な使用を減らすための世界戦略」が採択された。この世界戦略は、各加盟国の公衆衛生施策を補足支援するための様々な政策案が列記されたものとなっている。（各加盟国は政策案の内容を実施するよう義務付けられてはいない。）

### アルコールの有害な使用を減らすための世界戦略（抄）

政策分野	政策案
アルコール飲料の 入手可能性	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 小売店の数と設置箇所の規制</li> <li>○ 小売販売の日数及び時間の制限</li> <li>○ アルコール飲料の購入または摂取についての適切な最低年齢の設定</li> </ul>
アルコール飲料の マーケティング	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ マーケティングの内容及び量の規制</li> <li>○ ソーシャルメディアなど、新たな形態のマーケティング手法の規制</li> </ul>
価格設定方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ アルコール製品の最低価格の設定</li> <li>○ 価格プロモーション、割引販売、原価割れ販売、飲み放題均一料金、その他の大量販売の禁止又は制限</li> </ul>

## 米トレーサビリティ法の概要

酒類については、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりんが対象となります。

※ 酒類以外では、米穀、米菓、もち等が対象となっています。

### 取引情報等の記録 (平成22年10月1日施行)

◎ 米穀等を取扱う事業者は、取引情報等の記録の作成・保存を行わなければなりません。

#### 「取引情報等の記録の作成・保存」とは

事業者間取引の際に、事業所ごとに米穀等の数量、年月日、相手方の氏名(名称)等に関する入出荷の記録を作成・保存しなければなりません。

### 産地情報の伝達 (平成23年7月1日施行)

◎ 米穀等を取扱う事業者は、米穀等の原料米の産地を事業者及び一般消費者に伝達しなければなりません。

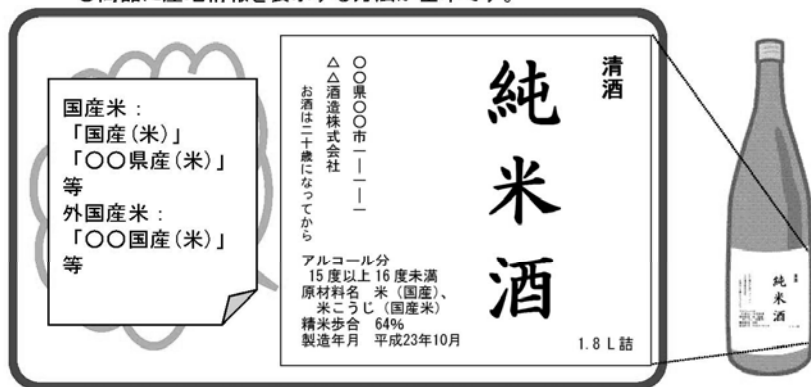
#### 伝達が必要な「産地」とは

国内産であれば「国産」、外国産であれば国名「〇〇産」をいいます。

※ 産地が国内の場合には都道府県名(例:〇〇県産)や一般的に知られた地名(例:魚沼産)でも可能です。

#### 「伝達」の方法は

○商品に産地情報を表示する方法が基本です。



○次の方法とすることも可能です。

- ・商品にホームページアドレス、二次元バーコード等を記載し、当該アドレスにアクセスさせることにより産地情報を入手できるようにする方法
- ・商品に相談窓口(産地情報照会先)を記載し、電話等により産地情報を確認する方法
- ・小売店(店頭)での説明により産地情報を伝達する方法

※ 産地情報伝達については、経過措置により、施行日(平成23年7月1日)以後流通する米を原料として製造された酒類から対象となります。

## Press Release

食品表示に関する一元的な法体系のあり方ワーキングチームの設置について

平成22年4月22日  
消費者庁

食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系のあり方について、JAS法、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用するとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点等を把握し、検討を進めるため、消費者庁に「食品表示に関する一元的な法体系のあり方ワーキングチーム」を設置する。

### 1. 構成員

<チームリーダー> 泉大臣政務官  
<チームリーダー補佐> 消費者庁次長  
消費者庁審議官(企画調整部門担当)  
消費者庁審議官(執行部門担当)  
消費者庁参事官(法令審査・企画担当)  
政策調整課長  
消費者安全課長  
表示対策課長  
食品表示課長

### 2. 当面の検討項目

- ① 食品表示に関する一元的な法律の制定に向け、関係法令を統一的に運用するための問題点を把握した上で、個別課題への対応を含む総合的な検討の進め方の整理、具体的なスケジュールの策定等
- ② 諸外国における食品表示制度の情報収集、国際的なルールとの整合性の確認等
- ③ 食品表示に係る執行に関する情報収集等

### 3. 今後の進め方

- ・消費者基本計画では、平成22年度から検討を開始し、平成23年度以降、検討結果を踏まえ、食品表示に関する一元的な法律の制定など必要な措置を講ずることとしたところ。
- ・本ワーキングチームにおいては、
  - ① 食品表示に関する諸外国の制度や国際ルールについての情報収集
  - ② 有識者や関係団体からのヒアリング
  - ③ 執行現場における実態の把握等を行いつつ、検討を進めることとする。

問い合わせ先  
消費者庁食品表示課 担当: 平中  
TEL: 03-3507-9222 (直通)

「酒類に関する公正な取引のための指針」

目的：酒税の確保及び酒類の取引の安定化（酒類業組合法1条）

指針に則した取引の実行⇒経営健全性と消費者利益の向上

酒類業の健全な発達

- (はじめに)
- ① 近年の酒類市場 ⇒
    - ・ 経営環境の変化(人口減少社会の到来など)……………>酒類全体では数量ベースでの国内市場の拡大困難
    - ・ 酒類小売業の多様化(コンビニ、スーパー、ドラッグストアなど)……………>事業者間で取扱数量や取引価格に格差
  - ② 酒類業の健全な発達に向けた課題 ⇒ 「量から質への転換」、「消費者の視点」、「販売管理」、「公正取引の確保」
  - ③ 酒類業組合法第84条<<酒税保全のための勧告又は命令>>の適用の可能性を踏まえつつ、「酒類に関する公正な取引の在り方」、「公正取引委員会との連携方法等」を提示 ⇒ 公正取引の確保に向けた自主的な取組を促進

第1 酒類に関する公正な取引の在り方 (酒税保全の観点から酒類取引の在り方を提示)	第2 取引状況等実態調査の実施及び公正取引委員会との連携等 (国税庁の対応)
<p>1 合理的な価格の設定</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 価格は「仕入価格+販管費+利潤」となる設定が合理的 また、酒類の特殊性から妥当なものであるべき。</li><li>② 酒類の特殊性に鑑みれば、顧客誘引のための「おとり商品」として使用することは不適正な慣行であり改善していくべき。</li><li>③ 的確な需給見通しに基づき、適正生産を行うべき。</li></ul> <p>2 取引先等の公正な取扱い</p> <p>合理的な理由がなく取引先又は販売地域によって取引価格や取引条件について差別的な取扱いをすることは、価格形成を歪める一因</p> <p>3 公正な取引条件の設定</p> <p>スーパー等大きな販売力を持つ者が、自己都合返品、プライベート・ブランド商品の受領拒否、従業員等の派遣、協賛金や過大なセンターフィーの負担等の要求を一方的に行う場合、又はこれらの要求拒否を理由として不利益な取扱いをする場合は、納入業者の経営を悪化させ、製造業者の代金回収に影響し、酒税保全上の問題発生のおそれ。</p> <p>4 透明かつ合理的なレポート類</p> <p>透明性及び合理性を欠くレポート類は、廃止していくべき。</p>	<p>1 効果的な取引状況等実態調査の実施等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 市場への影響の大きな業者に対し重点的に調査を実施</li><li>② 改善指導を行った業者についてはフォローアップ調査を実施</li><li>③ 問題取引とその指導実績は可能な限り具体的に公表し、他の業者において同様の取引が行われないよう啓発</li></ul> <p>2 酒税保全措置</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 酒類業組合法第84条第1項に規定する過当競争の有無は、第1の「酒類に関する公正な取引の在り方」を参考に判定</li><li>② 酒税保全措置が必要な事態があるときは、事態解消に必要な最小限の措置</li></ul> <p>3 独占禁止法違反等への対応</p> <p>国税局長は、酒類業者の取引に関し独占禁止法に違反する事実があると思料したときは、公正取引委員会に対しその事実を報告</p> <p>4 公正取引委員会との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 国税庁は公正取引委員会と流通上の諸問題について協議</li><li>② 国税局に市場問題の情報を一元的に管理する担当者を配置</li></ul>

# 酒類の取引状況等実態調査実施状況

平成 21 事務年度分（平成 21 年 7 月～平成 22 年 6 月）

## 1 平成 21 事務年度の実施状況等

### (1) 調査場数等

	一般調査	フォローアップ調査	合計	報告件数
調査場数	2,962 場	297 場	3,259 場	61 件

(注)「報告件数」は、独占禁止法第45条第1項に基づき、公正取引委員会へ報告を行った件数である。

### (2) 一般調査の状況

調査対象者の業態等	調査場数	「指針のルール1～4」に則していない取引が認められた場数	「ルール1」 合理的な価格の設定をしていないと認められたもの		「ルール2」 取引先等の公正な取扱いが行われていないと認められたもの	「ルール3」 公正な取引条件の設定がなされていないと認められたもの	「ルール4」 レポート類の提供が透明かつ合理的でないと認められたもの
			総販売原価を下回る価格での販売が認められたもの	仕入価格（製造原価）を下回る価格での販売が認められたもの			
小売業者	2,597 場	2,572 場	2,572 場	803 場	4 場	0 場	5 場
卸売業者	244 場	239 場	237 場	103 場	91 場	3 場	74 場
製造業者	121 場	112 場	82 場	45 場	83 場	3 場	94 場
合計	2,962 場	2,923 場	2,891 場	951 場	178 場	6 場	173 場

(注1) 調査した取引の中に、1取引でも総販売原価を下回る価格での販売等が認められた場合について1場と数えている。

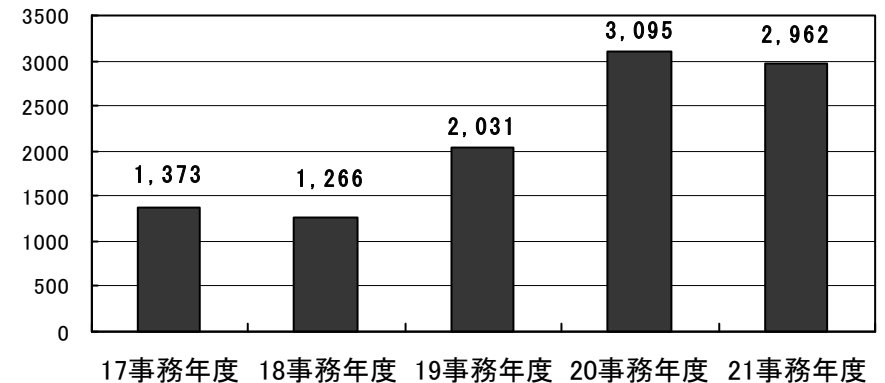
(注2) 複数の「指針のルール」に則していない取引が認められた場合には、それぞれの項目に1場として数えているため、「『指針のルール1～4』に則していない取引が認められた場数」と各項目の合計は一致しない。

(注3) 総販売原価とは、仕入価格（製造原価）に販売費・一般管理費等を加えたものをいう。

### (3) フォローアップ調査の状況

調査対象者の業態等	調査（確認）場数	指摘事項の全てが改善されたもの	指摘事項の一部が改善されたもの	指摘事項に改善が見られなかったもの
小売業者	161 場	1 場	149 場	11 場
卸売業者	70 場	3 場	57 場	10 場
製造業者	66 場	14 場	50 場	2 場
合計	297 場	18 場	256 場	23 場

## 2 一般調査実施場数の推移



## 酒類総合研究所の最近の動向

酒類総合研究所については、昨年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」などを踏まえ、その実施する事務・事業について、現行の独法制度を前提に本年4月から開始される第3期中期目標期間（平成23年4月から平成28年3月までの5年間）に反映させるべく見直しを進めている。

また、東京事務所の在り方については、同基本方針を踏まえ、第3期中期目標期間中に検討を進めることとしている。

(参考)独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)(抜粋)

### 【事務・事業の見直し】

事務・事業		講ずべき措置	実施時期	具体的内容
01	分析・鑑定	税務行政に直結する業務として重点化	23年度から実施	税務行政に直結する業務として重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。
02	品質評価	民間による単独実施へ移行	23年度から実施	民間による単独実施への移行を視野に、民間との共催化を更に推進する。民間との共催化が困難な場合は廃止を検討する。
03	講習			
04	研究・調査	研究内容の重点化	23年度から実施	分析・鑑定業務の理論的裏付けとなる研究・分析手法の開発に重点化する。制度的見直しの中で、国の判断・責任の下での実施を検討する。 また、民間機関・大学等との共同研究を推進する。

### 【資産・運営等の見直し】

講ずべき措置		実施時期	具体的内容	
05	事務所等の見直し	東京事務所の在り方の検討	23年度以降実施	施設の文化財的価値にも配慮した上で、在り方を検討する。